

1 業務名

盛岡都市圏地域公共交通計画策定業務委託

2 業務場所

盛岡都市圏3市町（盛岡市、滝沢市、矢巾町）

3 業務期間

契約締結の日から令和7年3月15日まで

4 業務目的

盛岡都市圏3市町（以下、「3市町」という。）では、平成29年9月に滝沢市、平成30年1月に矢巾町（令和5年1月に次期計画へ移行）、令和元年11月に盛岡市が地域公共交通網形成計画を策定しており、当該計画に基づき公共交通ネットワークの再編や見直し、利用促進等を中心とした公共交通利用環境改善の各種取り組みを実施してきた。

盛岡都市圏では、盛岡市を中心とした公共交通ネットワークが構築されており、盛岡市内で完結する支線的路線と周辺市町を連絡する広域路線が組み合わされている。地域公共交通計画では、支線的路線だけでなく広域路線についても、沿線市町と連携して検討することが求められている。また、現在各市町で独自に実施する取り組みは、市町境を跨いだ移動実態との乖離や隣接市町との連携が十分に図られていない状況にある。こうした背景から、3市町で連携したネットワークや取り組み検討の必要性が高まっている。

本業務は、令和2年11月に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、また、岩手県において令和5年度に策定予定の「岩手県地域公共交通計画」と整合を図るため、県計画に位置づける幹線系統などを含めた交通網との調整・整理を行いながら、盛岡都市圏において持続可能で効果的な公共交通のすがたを示す「盛岡都市圏地域公共交通計画」を策定するため、令和5年度に行った調査、分析及び方針案に基づき、実施施策の検討及び計画のとりまとめを行うことを目的とする。

5 業務内容

国土交通省の「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」を参考としつつ、盛岡都市圏における人口減少や運転手不足によるバス路線の縮退、地域ごとの特性、交通実態、利用者ニーズ、交通事業者の運営上の課題等や行政区域を超えた住民の生活圏を把握しながら、令和5年度業務の成果を基に、下記の業務を行うことを基本とする。

また、現行計画である3市町の地域公共交通網形成計画の記載項目を踏まえつつ、地域公共交通計画に定めなければいけない下表の項目を漏れなく記載できるよう、必要な整理、とりまとめを行うこと。また、定めるよう努めるものとされている項目の記載に

についても積極的に提案し、実施すること。

定めなければならない項目	
①	地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
②	地域公共交通計画の区域
③	地域公共交通計画の目標
④	前項の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
⑤	地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
⑥	計画期間
⑦	前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し発注者（当該地方公共団体）が必要と認める事項

定めるよう努めるものとされている項目	
①	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第三十七条の規定による資金の確保に関する事項
②	都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
③	観光の振興に関する施策との連携に関する事項
④	地域における潜在的な輸送需要に的確に対応するために必要な当該地方公共団体、公共交通事業者等その他の地域の関係者相互間の連携に関する事項
⑤	前各号に掲げるもののほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

※その他に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第二項第三号に掲げる事項（地域公共交通計画の目標）には、地域旅客運送サービスについての利用者の数及び収支、その他の国土交通省令で定める定量的な目標を定めるよう努めるものとする。

なお、各業務の実施に当たっては、令和5年度に実施した調査・分析及び方針などの成果を十分に確認し、理解した上で行うこと。また、3市町の総合計画、都市計画マスタープラン等の上位・関連計画（別紙1）を十分に確認し、地域の現状を把握するとともに、岩手県で令和5年度に策定予定の「岩手県地域公共交通計画」と整合を図ること。

また、計画策定後には国庫補助事業として展開していくことを検討しているため、そのことも念頭に置くこと。

(1) 計画準備

本業務において必要となる資料・情報を収集・把握するとともに、3市町のこれまでの経緯及び令和5年度に検討した成果等を踏まえ、本業務を着実に進めるための、実施方法、工程、体制等を記した業務計画書を作成する。

(2) 基本計画及び目標の検討

令和5年度は、上位・関連計画を踏まえた統計データやビッグデータによる利用実態の整理のほか、住民アンケート・住民代表ヒアリングなどの調査結果をもとに整理された課題に対し、上位・関連計画との整合や同時期に策定を進める立地適正化計画との連携を図りながら、地域にとって望ましい公共交通網のあり方についての基本方針及び目標（素案）の検討を行った。

本業務では、令和5年度業務における成果に基づき基本方針を定め、持続可能な公共交通網の形成に向けて、地域公共交通のネットワーク・運行方法・環境整備・運営方法・実施主体等について、サービス水準のバランスに留意しながら方向性を検討し、数値目標を設定すること。

(3) 都市圏実施施策の検討

運行実施にかかる費用面の検討を行った上で、都市圏における新たな地域公共交通サービスの運行について検討すること。

(4) 市町方針及び実施施策の検討

各市町における基本方針の検討や新たな地域公共交通サービスの運行について検討する。なお、受注者は主に調整・とりまとめに関する業務を行うこと。

(5) 本地域公共交通計画素案の作成

前項までの検討結果を踏まえ、盛岡都市圏地域公共交通計画の素案を作成する。なお、本計画策定までに必要な修正作業等が発生した場合は、発注者の指示に従い修正作業等の協力をする。

(6) 事業評価資料作成

前回（令和5年度）の事業評価結果の反映状況、事業実施の適切性、生活交通確保維持改善計画における目標・効果の達成状況、事業の今後の改善点等について、分析、整理すること。なお、資料の作成方法や詳細な内容については発注者の指示に従い作成すること。

(7) 法定協議会の運営支援

本計画の推進、運営にあたり設立した法定協議会の運営支援を実施する。支援の内容は、協議資料の作成・準備、協議会の開催準備、会議への出席、資料の補足説明、議事録の作成を行う。運営支援の回数は3回とする。また、法定協議会に先立ち、必要に応じて開催する分科会等においても同様に運営支援を行うこと。

なお、協議会開催等に伴う事務手続き及び謝金の支払い等は、発注者の負担とする。

(8) 協議・打合せ

業務を円滑かつ効果的に遂行するために、業務着手時、中間時2回、成果品納品時の計4回以上の協議打合せを実施する。協議打合せは、原則盛岡市役所で実施する。協議打合せ等に有識者を派遣する場合や派遣に伴う費用については、受注者の負担とする。

協議打合せ終了後には、速やかに打合せ記録簿を作成し提出するものとする。

6 業務に必要な提出書類

受注者は、契約締結後速やかに発注者と十分な打合せを行い、次の書類を提出して発注者の承認を受けること。

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者及び照査技術者届、業務経歴書
- (3) 業務実施計画書
- (4) 工程表

7 業務の成果物

- (1) 報告書（A4版、ファイル綴じ）2部
- (2) 報告書電子データ（DVD-R等、図表オリジナルデータ、GISデータ等含む）2枚提出
- (3) その他、本業務において使用した資料及びデータ
- (4) データ形式は編集可能なMicrosoft Office形式（ワード、エクセル又はパワーポイント形式）を基本とする。

8 計画策定スケジュール（予定）

実施項目	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3月
1. 計画準備			↔									
2. 基本計画及び目標の検討			↔									
3. 都市圏実施施策の検討			↔									
4. 市町方針及び実施施策の検討			↔									
5. 本地域公共交通計画素案の作成					↔				⋯↔			
6. 事業評価資料作成											↔	
7. 協議会開催			↔			↔						↔

※令和6年度中に、本計画策定を行うため、令和6年9月頃に本計画素案が出来上がり、令和6年12月頃にパブリックコメントを実施することを想定している。

8 その他

- (1) 本業務における成果品の所有権、著作権、利用権は発注者に帰属するものとする。
- (2) この仕様書は、作業の大要を示すものであり、本書に示していない事項についても発注者が業務上必要と認めた場合は、協議の上、その指示により実施するものとする。

■上位計画 関連計画 (岩手県及び3市町ホームページ参照)

【岩手県】

- ・盛岡広域都市計画区域マスタープラン
- ・岩手県地域公共交通計画 (令和5年度策定)

【盛岡市】

- ・盛岡市総合交通計画
- ・もりおか交通戦略 (第二期)
- ・盛岡市自転車ネットワーク計画
- ・盛岡市自転車活用推進計画
- ・盛岡市総合計画 (平成27年～平成36年)
- ・盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・盛岡市都市計画マスタープラン
- ・盛岡市立地適正化計画
- ・盛岡市地域公共交通網形成計画
- ・盛岡市中心市街地活性化基本計画
- ・盛岡市観光推進計画
- ・盛岡市環境基本計画 (第三次)
- ・第2期盛岡市地域福祉計画
- ・盛岡市障がい者福祉計画及び盛岡市障がい福祉実施計画 (第6期)
- ・みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン

【滝沢市】

- ・第2次滝沢市総合計画
- ・滝沢市地域公共交通網形成計画
- ・滝沢市都市計画マスタープラン
- ・滝沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・滝沢市の道路整備計画
- ・第1次滝沢市環境基本計画
- ・滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
- ・たきざわ健康プラン21

【矢巾町】

- ・第7次矢巾町総合計画
- ・矢巾町まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・矢巾町都市計画マスタープラン

- ・ 第2期矢巾町地域福祉計画
- ・ 矢巾町子ども・子育て支援事業計画
- ・ 第6期矢巾町障がい者プラン・障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画

※上記のほか、必要に応じて発注者が指示するものを含む。

■提供資料

- ・令和 5 年度本業務成果品一式

(※その他必要に応じて資料を提供する。)